シルク・ホースクラブ会員規約

このシルク・ホースクラブ会員規約（以下「本規約」といいます。）は、有限会社シルク・ホースクラブ（以下「当社」といいます。）が提供するシルク・ホースクラブ（以下「本クラブ」といいます。）に関する会員（以下に定義します。）と当社との間の取引条件を定めるものです。

本クラブにご入会いただく場合にはお客様に本規約をご同意いただく必要がありますので、あらかじめ内容をご確認いただき、ご理解の上、ご同意していただきますようお願い申し上げます。

第１条（用語の定義）

１．本規約において、次の用語は、それぞれに記載する意味で使用します。

⑴　本サービス：当社が会員に対して提供する以下のサービスを総称していいます。

①　マイページ上での所属馬情報サービスの閲覧

②　競走用馬ファンドへの出資申込み

③　その他、当社ウェブサイト上で随時公表するサービス

⑵　入会希望者：SFunCサービスの利用者登録をされているお客様で、特別新規入会制度に申し込みをいただき、抽選の結果、当選して本クラブへの入会を希望される者をいいます。

⑶　会員：当社所定の手続きにより当社の承認を得て本クラブに入会し、本サービスを利用する全ての者をいいます。

⑷　SFunCサービス：シルク・ファンクラブサービス利用規約に基づき当社が提供するサービスをいいます。

⑸　マイページ：各会員の登録情報の確認・変更、所属馬情報サービスの閲覧その他本サービスを利用するために当社ウェブサイト内に設けられる各会員のウェブページをいいます。

⑹　登録情報：各会員が入会申込時に当社に提供した情報及び本クラブへの入会後にマイページで追加・変更された情報をいいます。

⑺　本コンテンツ：当社ウェブサイトを含む、本サービスによって提供されるコンテンツを総称していいます。

⑻　反社会的勢力：以下に規定する者をいいます。

①　下記のいずれかに該当する者又は団体

ａ．暴力団

ｂ．暴力団員

ｃ．暴力団準構成員

ｄ．暴力団関係企業

ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

ｆ．過去にテロリスト若しくはテロリストと関係のある者、又はこれらの疑いのある者

ｇ．その他上記に準ずる者

② 下記のいずれかに該当する行為を行った者又は団体

a．暴力的な要求行為

b．法的な責任を超えた不当な要求行為

c．取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

d．風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

e．マネー・ローンダリング又はテロ資金供与等の公序良俗に反する行為

f．その他上記に準ずる者

第2条（入会申込）

1．入会希望者は、本規約の内容を確認し、同意の上、当社ウェブサイト上で、所定の情報を入力し、会費の引落口座及び分配金等の振込口座を登録いただき本クラブへの入会申込を行うものとします。その際、専用アプリによって入会希望者のマイナンバーカードのICチップを読み込み、公的個人認証サービスにより、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人確認（以下「本人確認」といいます。）を行うものとします。なお、入会希望者よりご提供いただいた登録情報は、顧客管理記録として当社が保管します。

2．会員の登録は1名につき1登録とさせていただきます。一個人が重複して会員となることはできません。重複して会員となっていることが判明した場合には、当社の判断により重複する地位を抹消することができるものとします。

3．本クラブへの入会の拒否は、当社の審査基準に基づき判定するものとし、当社が入会を承諾した場合に限り、本クラブへ入会することができます。入会を拒否した場合でも、提出いただいた届出書類及び公的個人認証サービスにより取得した情報等の電子データは入会希望者には返却せず、当社において廃棄するものとします。

4．当社は、入会を拒否した判断の理由について、入会希望者に開示する義務を負わないものとします。また、入会希望者は、判断の結果に対して異議を述べることはできないものとします。

5．入会希望者が次の事項のいずれかに該当する場合、当社は、本クラブへの入会を拒否することができます。

⑴ 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合

⑵ 入会希望者が実在しない場合

⑶ 法人、団体等である場合

⑷ 日本国籍を有していない場合

⑸ 入会希望者になりすまして他人が申込んだ場合

⑹ 反社会的勢力である場合

⑺ 過去に本クラブへの入会及び自主退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

⑻ 過去にSFunCサービスを強制解約又は本クラブを強制退会されている場合

⑼　満20歳未満の者である場合

⑽　成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合

⑾　入会希望者の現住所が日本国外である場合

⑿　既に本クラブに入会している場合

⒀　外国PEPs（Politically Exposed Personsで、外国の政府等において重要な地位を占める者等をいう。）に該当する場合

⒁　当社に未払いの金銭債務がある場合

⒂　入会申込時において会費の引落口座及び分配金等の振込口座をご登録いただけない場合

⒃　入会申込時において公的個人認証サービスを用いて本人確認が行えない場合

⒄　入会申込時に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号（以下「個人番号」といいます。）をご提供いただけない場合

⒅　競走用馬ファンドに出資することについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される場合

⒆　破産者で復権を得ない者である場合

⒇　競馬法施行規則第15条（競馬関与禁（停）止者、拘禁刑以上の刑に処せられた者等）に該当する者である場合

(21)　インターネット環境をご利用できない者である場合（※本人確認に際して公的個人認証サービスを利用するためのスマートフォンの操作や専用アプリのインストール、マイナンバーカードの読取り等の操作がご自身でできない場合を含みます。）

(22)　行動要請対象の高リスク国・地域の者（国籍や居住・非居住を問わない。）である場合

(23)　過去又は現在においてテロリスト若しくはテロリストと関係のある者又はこれらの疑いのある者である場合

(24)　その他、会員として不適当であると当社が判断した場合

第3条（入会登録とログインID及びパスワードの発行及び管理）

1．当社が入会希望者の本クラブへの入会を承認した場合、当社は、入会申込時に届け出があったメールアドレス宛に、マイページにログインするために必要なID（以下「ログインID」といいます。）及び初期パスワードを送付します。

2．会員がマイページを利用するには、ログインID及びパスワードが必要となります。そのため、会員は、ログインID及びパスワードを第三者に開示、譲渡若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏えいしないよう厳重に管理するものとします（パスワードを適宜変更することを含みます。）。

3．ログインID及びパスワードが利用された場合、会員が利用したものとみなし、その効果は当該会員に帰属するものとします。当社は、ログインID及びパスワードが第三者に使用されたことによる会員の損害に関し、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4．入会登録時の本人確認と同時に、個人番号をご提出いただきます。個人番号の収集、保管などに関わる作業については、ヤマトシステム開発株式会社に委託しております。当社は、個人番号を会員の所得税源泉徴収についての官公庁への届出事務に限って使用します。

第4条（登録情報の変更）

1．登録情報は、マイページにおいて確認することができます。

2．会員は、入会申込み時に当社に提供した登録情報に追加・変更がある場合は、マイページにて変更する方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。但し、会員は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。

3．会員が登録情報の追加・変更を行った場合、当社は、当該会員に対して追加・変更内容に関する事実を証明する書類の提示を求めることができるものとします。なお、登録情報のうち住所を変更する場合には、新しい住所が確認できる本人確認書類をマイページ上でアップロードする必要があります。

4．登録情報の管理責任はすべて会員が負うものとし、会員による登録情報の追加・変更を怠ったことを原因とし、会員が不利益を被ったとしても当社は一切その責任を負わないものとします。

5．一定回数以上にわたり当社が送信するメールが会員に届かない場合、当社は、その原因が解消されるまでメール配信を停止し、本サービスの提供の義務を負わないものとします。

6．法令並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン等に則り、当社は会員に対して定期的に氏名・住所・生年月日・職業・取引目的などの登録情報が最新のものとなっているかを確認いたします。当社は、会員の登録情報が最新のものであることを確認できない場合、本サービスの全部又は一部の利用を制限できるものとします。

第5条（ログインID及びパスワードの不正利用）

1．会員は、ログインID及びパスワードが盗用、不正利用その他の事情により第三者により利用されていることに気づいた場合には、速やかに当社に通知するものとします。その場合、会員は当社の指示に従うものとします。

2．会員は、他人のログインID及びパスワードを使用して当該他人のマイページにログインせず、また第三者をしてログインしないものとします。

第6条（ログインID及びパスワードの利用停止・削除）

1．当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると当社が判断した場合、事前に通知することなく、当該ログインID及びパスワードの利用の停止、又はログインID及びパスワードの削除の措置（以下総称して「利用停止措置」といいます。）を講じることができるものとします。

⑴　ログインID及びパスワードを第三者が利用し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合

⑵　会員が本規約に違反（表明保証が真実でなかった場合を含みます。）し、又はそのおそれがあ

ると当社が判断した場合

⑶　会員が第２条第５項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合

⑷　一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど、ログインID及びパスワードのセキュリティを確保するために必要な場合

⑸　その他利用停止措置が必要であると当社が判断した場合

第７条（会費等）

１．本クラブの入会金は22,000円（消費税込）、月額会費は3,300円（消費税込）とします。

２．会員は、前項の入会金を、本クラブへの入会が承認された日が属する月（以下「入会月」といいます。）の翌月27日に会員名義の銀行口座から自動振替による方法で支払いを行うものとします。

３．月額会費は、入会が承認された日にかかわらず、入会月の翌月１日から、本クラブを退会した日の属する月（以下「退会月」といいます。）の末日分まで発生するものとします。

４．会員は、当月の月額会費を、翌月27日に会員名義の銀行口座から自動振替による方法で支払いを行うものとします。なお、初月の月額会費の自動振替は入会月の翌々月27日となります。

５．会員は、「精算書」及び「匿名組合契約の利益分配金の所得税申告資料」（以下「収支明細書」といいます。）の交付（再交付の場合を含みます。以下同じ。）について郵送を希望する場合、「精算書」及び「収支明細書」毎に、１部あたり330円（消費税込）の発送手数料を支払うものとします。

６．会員は、当月の発送手数料を、翌月27日に会員名義の銀行口座から自動振替による方法で支払いを行うものとします。なお、退会済みの会員からの要望により「精算書」及び「収支明細書」を郵送で再交付する場合には、当社が別途指定する方法で支払いを行うものとします。

７．会員が出資している競走用馬がＧⅠ競走等（Ｊ・ＧⅠ、海外ＧⅠ、JpnⅠ、ＳⅠ等地方における競走を含みます。以下同じ。）に出走して優勝した際、祝賀行事が行われる場合があります。祝賀行事を開催するか否かは当社が決定します。祝賀行事を開催する場合は、①当該競走用馬に出資している会員（本条において以下「出資会員」といいます。）全員を対象として行う場合と、②出資会員から希望者を募って行う場合があり、①②いずれかは当社が決定します。①の場合、会員は、祝賀行事開催費用を、祝賀行事開催費用一律負担金として、当該競走用馬への出資口数に応じて当社に納入して頂きます。②の場合、当社は出資会員に祝賀行事参加の希望を募り、当社が設定した最少催行人員に達した場合に、まず、出資会員は、参加・不参加にかかわらず、祝賀行事開催費用のうち当社が都度指定する金額を、祝賀行事開催費用一律負担金として、当該競走用馬への出資口数に応じて納入して頂きます。その上で、祝賀行事への参加希望者には祝賀行事への参加費を追加で納入して頂きます。なお、祝賀行事開催費用は、次項の終章記念品制作費用とは別に優勝本賞金の10％以内を金額限度とします。

８．会員が出資している競走用馬がＧⅠ競走等に出走して優勝した際、優勝記念品を制作する場合があります。優勝記念品を制作するか否かは当社が決定します。出資会員は、優勝記念品制作費用を、出資口数に応じて愛馬会法人に納入して頂きます。この場合の優勝記念品制作費用は、前項の祝賀行事開催費用とは別に優勝本賞金の10％以内を金額限度とします。

9．会員は、第7項の祝賀行事開催費用一律負担金及び参加費並びに前項の優勝記念品制作費用を、翌月以降の27日に会員名義の銀行口座から自動振替による方法又は別途当社が指定する方法で支払いを行うものとします。

第8条（本サービスの利用）

1．会員は、マイページ上で本サービスの提供を受けることができるものとします。

2．会員は、本サービスの一環として、以下のとおり当社が提供する競走用馬ファンドへの出資申込みができるものとします。

⑴　1次募集

会員は、毎年7月から8月に実施される出資申込受付期間中にマイページ上で希望の募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。抽選方法の詳細は当社ウェブサイト内でご確認ください。

⑵　1.5次募集

1次募集において、抽選によりすべての出資申込みに落選された会員は、1次募集終了後、マイページ上で、1人あたり1頭かつ1口に限り、残口のある募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。抽選方法の詳細は当社ウェブサイト内でご確認ください。

⑶　2次募集

1次募集において、抽選時優先制度によるすべての出資申込みに落選された会員は、1次募集及び1.5次募集終了後、マイページ上で、1人あたり1頭かつ5口に限り、残口のある募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。抽選方法の詳細は当社ウェブサイト内でご確認ください。

⑷　特別募集

会員は、1次募集以外の時期に実施される出資申込受付期間中にマイページ上で希望の募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。

⑸　通常募集

1次募集、1.5次募集、2次募集の終了又は特別募集の終了後、残口のある募集馬がいる場合、マイページ上で、先着順に決定する通常募集を開始します。通常募集では、マイページ上で出資を申し込むことで出資に係る契約が確定します。

⑹　再募集

上記⑴～⑸の募集を経て満口となった募集馬のうち、会員の強制退会や自主退会等で残口が発

生した場合、マイページ上で、1人あたり1頭かつ1口に限り、当該残口のある募集馬への出資の申込みを行うことができます。当該会員が申し込んだ募集馬への申込みが募集口数を上回った場合には抽選等で出資者を確定するものとします。当選された会員については、マイページ上でその旨通知いたします。

第9条（禁止行為）

1．会員は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

⑴　当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他知的財産権を侵害する行為

⑵　当社又は第三者の財産権、肖像権、パブリシティ権、人格権、名誉権、プライバシー権等を侵害する行為

⑶　公序良俗に反する行為

⑷　法令に反する行為

⑸　犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為及び犯罪的行為を助長する行為

⑹　虚偽の情報を投稿する行為

⑺　当社のサーバーに過度の負担を及ぼす行為

⑻　本クラブ及び本サービスの運営を妨害する行為

⑼　本サービスの本来のサービス提供目的とは異なる目的で利用する行為

⑽　本コンテンツに施されたセキュリティ、DRM等の技術的保護手段を削除、回避、又は無効化する行為

⑾　当社又は第三者に不利益を与える行為

⑿　当社又は第三者に対する誹謗中傷、脅迫、嫌がらせを行う行為

⒀　第三者を差別又は差別を助長する行為

⒁　第三者の承諾なく個人情報又はプライバシー情報を収集し、公開する行為

⒂　会員又は第三者の営業に関する宣伝を目的として本サービスを利用する行為

⒃　ねずみ講、マルチ商法を勧誘する目的で本サービスを利用する行為

⒄　当社ウェブサイトの外に、本サービスに接続するリンクを投稿する行為

⒅　当社及び本クラブの業務に支障をきたす行為

⒆　虚偽の情報を本サービスに登録する行為

⒇　当社、当社の社員、当社の関係者、他の会員に対し、暴言及び暴言と判断される文言、嫌がらせ及び嫌がらせと判断される文言等を、直接又は間接に伝える行為

(21)　本サービスの日本国外での利用及び利用を目的とした技術の使用

(22)　会員として有する権利を第三者へ譲渡、使用許諾若しくは売却する行為又は担保に供する行為

(23)　ログインID及びパスワードを第三者に使用させ、又は開示する行為

(24)　本規約及び出資馬に係る匿名組合契約に違反する行為

⑵5　本サービスを利用して第三者に新たなサービスを提供する行為

⑵6　本コンテンツをコピー、ストリームキャプチャ、複製、複写、配信、アップロード、上映、放映、その他コンテンツの著作権を侵害する全ての行為

⑵7　本サービス及び本コンテンツを営業活動、営利を目的とした活動、及びその準備を目的とした活動に利用する行為

⑵8　営利目的か否かに問わず、本コンテンツを用いて、事業を行う行為

⑵9　本コンテンツの二次的著作物や本コンテンツをベースとした素材を作成する行為

⑶0　当社からの送付物について、配送方法の指定、配送業者の指定、海外への送付や局留め等の受取方法の指定、送付物の梱包方法の指定等、当社所定の方法以外の送付方法を個別に指定する行為

⑶1　その他当社が不適切と判断する行為

2．前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社がその裁量により行うものとし、当社は当社の判断について何らの説明責任をも負わないものとします。

3．会員が本条に定める禁止行為を行ったことにより被った損害につき、当社は、いかなる責任も負いません。

4．会員が悪質な書き込みや問合せフォーム・サポートメールの濫用行為をされた場合、本サービスの全部又は一部（書き込み機能・問合せフォーム機能など）の利用を制限する場合があります。

第10条（強制退会）

1．当社は、会員が次の各号に該当する場合には、会員に事前に通知することなく本クラブから直ちに強制退会させることができるものとします。

⑴　会員が本規約及び出資馬に係る匿名組合契約に違反したと当社が認めた場合

⑵　登録情報に虚偽又はこれに類する不正確な内容の記載が含まれていると判明した場合

⑶　当社からの催告にもかかわらず、所定の銀行口座を登録・更新せず、また、必要な登録情報を提供・更新しない場合

⑷　会員が第2条第5項各号のいずれかに該当することが判明した場合

⑸　会員の所在が不明になった場合、又は、会員と連絡が取れない場合

⑹　本クラブ及び本サービスの運営を妨害、又は、当社及び本クラブの名誉信用を毀損した場合

⑺　会員が当社に対して、負担する債務について当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合

⑻　本規約に基づく入会金、月額会費、発送手数料及び出資馬に係る匿名組合契約に基づく競走馬出資金、維持費出資金、保険出資金などを滞納し、翌月27日において当該滞納分及び当月の自動振替分の自動振替が実行できなかった場合

⑼　会員の死亡が確認され、相続人又は受遺者が2ヶ月以内に当社所定の相続又は遺贈の手続を完了しない場合

⑽　会員につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他類

似の倒産手続開始の決定がなされた場合

⑾　その他、会員として当社が不適切と判断した場合

2．本クラブから強制退会された場合、会員は、強制退会された日から本サービス（本クラブ在籍中に提供した本コンテンツを含みます。）を一切利用できなくなります。但し、マイページ内の「精算書」及び「交付書面」に関しては、強制退会された日が属する月から1年6ヶ月後まで閲覧できるものとします。

3．本クラブから強制退会された場合、強制退会となった会員が保有している競走用馬ファンドの出資持分（分配請求権及び当該出資持分に係る未払債務を含みます。）並びに入会金、月額会費及び発送手数料等の未払債務については、当社に無償で引き継がれるものとします。

4．本クラブから強制退会された場合、当社は、いかなる事由であっても、会員がすでに支払った出資金、入会金、月額会費及び発送手数料の返還を行わないものとします。

第11条（自主退会）

1．会員は、マイページから退会手続きを行うことで本クラブから退会することができます。なお、退会は、原則として、退会手続きを行った日の属する月の末日（以下「退会日」といいます。）となります。

2．前項に従い退会手続きをされた会員であっても、退会日までにマイページ上で手続きを行うことで、自主退会を取り消すことができるものとします。

3．本クラブから自主退会した場合、会員は、退会日の翌日から本サービス（本クラブ在籍中に提供した本コンテンツを含みます。）を一切利用できなくなります。但し、マイページ内の「精算書」及び「交付書面」に関しては、退会日が属する月から1年6ヶ月後まで閲覧することができるものとします。また、自主退会した会員が保有している競走用馬ファンドの出資持分（分配請求権及び当該出資持分に係る未払債務を含みます。）並びに入会金、月額会費及び発送手数料等の未払債務については、当社に無償で引き継がれるものとします。

4．本クラブ在籍中に生じた会員の債務は、本クラブの退会後もその債務がすべて履行されるまで消滅しません。

5．本クラブから退会する場合、当社は、いかなる事由であっても、会員がすでに支払った出資金、入会金、月額会費及び発送手数料の返還を行わないものとします。

6．本クラブを退会した後に、再度本クラブへ入会する場合には、SFunCサービスの利用者登録を行い、特別新規入会制度による抽選を経ていただく必要があります。

7．会員が本クラブを退会し、再度本クラブへ入会する場合においては、退会前に締結していた契約とは別の、新たな契約が成立するものとします。

第12条（本サービスの利用制限）

1．当社は、次の場合には、本サービスの全部又は一部の利用を制限することができるものとします。

⑴　当社が本サービスを提供するために、技術上、一時的な使用制限が必要と判断した場合

⑵　本サービスの提供に必要な設備に故障が生じた場合
⑶　天災地変その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
⑷　その他本サービスを提供できない合理的な理由が生じた場合
⑸　会員が第10条第１項各号に該当する又は準じると当社が判断した場合

2．当社は、前項の規定により、本サービスの利用を制限するときは、原則として会員に事前にメール又はマイページ上で通知します。但し、緊急であると当社が判断した場合又は前項第５号の場合は、この限りではありません。

第13条（通信料金等）

1．会員が本サービスを利用するために必要な電気通信回線の通信料金等は、月額会費には含まれず、会員が別途これを負担するものとします。

2．会員は、本サービスを利用するために必要な機器類（パソコン・スマートフォン等を含みます。）及び電気通信回線への接続の準備並びにこれらの維持管理を自らの責任と負担で行うこととします。

第14条（遅延損害金）

会員は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年14.5％（年365日の日割計算）の割合で算出した遅延損害金を、当社に対し支払うものとします。

第15条（本クラブの解散）

当社は、メール又はマイページ上での会員に対する１か月前の通知をもって、本クラブを解散することができるものとします。この場合、当社は会員その他のいかなる者に対していかなる責任も負わないものとします。

第16条（権利の帰属）

本サービスを通じて、当社又は本コンテンツの提供者（以下「コンテンツホルダー」といいます。）が提供する本コンテンツに関する著作権等の知的財産権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又はコンテンツホルダーに帰属するものとし、本サービスのレイアウト、デザイン及び構造に関する著作権等の知的財産権その他の権利は、当社に帰属するものとします。

第17条（免責）

1．当社は、本サービス及び本コンテンツに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みますがこれに限りません。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。当社は、会員に対して、かかる瑕疵を修補して本サービスを提供する義務を負いません。

2．当社は、会員への事前の予告なく、本コンテンツにつき、自己の裁量により配信を中止すること

があり、会員は予めこれを了承するものとします。当社は、配信の中止により会員に生じたいかなる損害、損失等につきましても、一切責任を負わないものとします。

3．当社は、本規約に定めがあるもののほか、本サービスの利用に関連して当社の責に帰さない事由により会員に発生した損害、本サービスの提供に必要な設備又はシステム等への第三者による不正侵入、本規約に基づく本サービスの一時停止若しくは利用制限、本規約の変更又は本クラブからの強制退会により会員が被った損害及び会員と第三者との間で生じたトラブルに起因して会員が被った損害に対していかなる責任も負いません。

4．本規約に基づき当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当該会員に現実的に発生した直接かつ通常の損害の範囲に限られ、逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害については責任を負わず、当該損害が発生した月に当該会員が当社に支払った月額会費の額を上限とします。

5．天災地変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害についていかなる責任も負いません。

6．会員が本コンテンツを日本国外に持ち出した場合において、各国の法令、当該地域の宗教、文化、慣習等への抵触により生じた問題につき、会員は自らの責任で対処するものとし、当社は、当該問題への対処、サポート、補償等を一切行いません。

第18条（自己責任の原則）

1．会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を持ち、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

2．本サービスの利用に関連し、会員が他の会員その他の第三者に対し損害を与えた場合、又は他の会員その他の第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の責任と費用にてこれを解決するものとし、当社は何らの責任をも負わないものとします。

第19条（補償）

会員は、本サービスの利用、会員による本規約の違反を原因とする第三者からの請求について、会員自身が一切の費用と責任においてこれを解決し、当社、当社の関係者、提携先又はコンテンツホルダーに損害を発生させないものとします。なお、会員が本クラブを強制退会、自主退会後も同様とします。

第20条（本規約の改定）

1．本規約の改定をする場合、当社は、当社が相当と認める方法により、変更内容及び効力発生時期を会員にあらかじめ通知又は公表することにより改定することができるものとします。

2．前項に基づく本規約の変更の効力は、当社が当該通知又は公表内容に明示した効力発効日より生ずるものとします。

第21条（損害賠償）

当社は、会員に対し、本規約に違反する行為により当社又は第三者に生じた一切の損害、損失、費用（弁護士費用を含みます。）の賠償を求めることができるものとします。

第22条（個人情報保護）

当社は、会員による本クラブの入会及びサービスの利用に関して取得する個人情報を、当社の個人情報保護方針（https://www.silkhorseclub.jp/company/privacy/）に従い、適切に取り扱います。

第23条（反社会的勢力に対する表明保証）

1．会員は、本クラブへの入会申込時及び本クラブ在籍中において、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2．会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく当該会員を本クラブから強制退会させることができるものとします。

⑴　反社会的勢力であること

⑵　反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

⑶　反社会的勢力を利用していること

⑷　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

⑸　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

3．前項各号のいずれかに該当した会員は、当社が当該会員の強制退会により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第24条（その他）

1．本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。

2．本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を会員に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

3．本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約、本クラブ若しくは本サービスに関する紛争又は本クラブ若しくは本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（経過措置）

1．本規約の制定以前から本クラブの会員である者については第2条に定める入会の審査は行わず、引き続き本クラブの会員の地位を有するものとする。

2．本規約第２条第５項第３号及び第4号は、本規約の制定以前から本クラブの会員である者に対しては適用がないものとする。

附則

・本規約は2023年6月1日より効力を有するものとします。

・2024年6月1日改定

・2025年6月1日改定

・2026年3月1日改定

・2026年7月1日改定